

乗船中の安全確認について

- 対象：乗船研究者・観測技術員
- 確認実施者：主席／首席あるいは主席／首席の指名した方
- 確認内容：
 - ✓ (船内外) 階段を通行する際は、滑り、つまづきに注意すること。
 - ✓ (船内外) 階段を通行する際は手すりを持ち、階段上で行き交う場合には、譲り合って通行すること。
 - ✓ (船内外) 階段周辺の整理整頓が行われているか確認すること。
 - ✓ (船内外) 靴紐のある履物の場合は靴紐を確認すること。
 - ✓ (船内外) 走らないこと。
 - ✓ (船内外) 思わぬけがをすることがあるので、必ず定められたところを歩くこと。
 - ✓ (船内外) 睡眠が十分でない人、通常と異なる感情の起伏の自覚がある人は申し出ること。
 - ✓ (船内外) 酒気帯び・二日酔いなどの体調不良がある場合は、観測作業に従事できません。
 - ✓ (船内外) 必要な保護具（保護メガネ・ヘルメット・安全靴、手袋、安全帯等）を着用すること。
 - ✓ (船内) 自室以外では踵の固定された履物をはくこと(転倒しやすい（踵の無い）スリッパなどは不可)。
 - ✓ (船内) 階段を通行する際は、手袋を外して手すりを持つこと。
 - ✓ (船外) 甲板上の突起物及び頭上の障害物に注意すること。
 - ✓ (船外) 重量物の揚収、ワイヤーロープ作業時の甲板付近にはみだりに近づかないこと。
 - ✓ (船外) 作業前には必ず関係者で作業内容の確認・リスクの把握をすること。